

監査公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、福祉保健部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年1月20日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	有 馬	茂 人

令和元年度 福祉保健部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年10月15日（火）、16日（水）

2 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（三島会館、福祉総合センター、子ども発達支援センター）、健康推進課（健康づくり推進室、健康センター、休日急患センター）、児童家庭課（子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、保育園・児童館、児童クラブ、児童文化センター、児童センター）、国保年金課（診療所）、長寿健康課（地域包括支援センター）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）情報管理について

個人情報を含む情報管理については、課内においてルールを明確にし、将来にわたり確実に保管できるよう努めていただきたい。

また、保管庫等の鍵の管理方法についても併せて検討いただきたい。

（2）介護認定審査会について

介護認定については、審査会合議体間で定期的にメンバーを入れ替える等、公平性、客観性を保ちながら行われているところであるが、審査会委員の判断基準の統一化を図るため、研修会の実施等を検討いただき、更なる公平な認定に努めていただきたい。

(3) 補助金の実績報告について

補助金交付団体からの実績報告について、団体により提出書類に差異が見られる。提出書類の統一化を図るとともに記載内容を十分確認し、不備についての的確に指導を行う等、適正な補助金の支出となるよう取り組んでいただきたい。

(4) 備品の適正管理について

各課等において所有する備品について、購入あるいは他部署から移管された際の備品台帳への登載漏れが散見される。備品の取得及び廃棄等については、備品台帳に記載することにより適正に管理するとともに、備品台帳の正確な記載についても再度見直しを図っていただきたい。